

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案	現行
<p>（有価証券報告書の添付書類）</p> <p>第二十七条 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）とする。ただし、定款等について、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。</p> <p>一 内国投資信託証券の発行者</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 当該有価証券報告書の提出者について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十一条第一号及び第一号又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の二十六第一項第一号及び第二号に掲げる書類（以下この項において「計算書類等</p>	<p>（有価証券報告書の添付書類）</p> <p>第二十七条 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）とする。ただし、定款等について、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。</p> <p>一 内国投資信託証券の発行者</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 当該有価証券報告書の提出者について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十一条第一号及び第一号に掲げる書類で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国法人にあつては、これらに準ずるもの）</p>

「という。」で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国法人にあつては、これらに準ずるもの）

一の二・二（略）

三 内国資産流動化証券の発行者

イ（略）

□ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る計算書類等（資産流動化法第八十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類を含む。）で、定時株主総会（資産流動化法に規定する定時社員総会を含む。）の承認を受けたもの（外国法人にあつては、これらに準ずるもの）

四 外国資産流動化証券の発行者

イ・ロ（略）

ハ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る計算書類等で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国法人にあつては、これらに準ずるもの）

四の二 内国資産信託流動化受益証券

イ（略）

□ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した

一の二・二（略）

三 内国資産流動化証券の発行者

イ（略）

□ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る商法第二百八十一条第一項第一号及び第二号に掲げる書類（資産流動化法第八十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類を含む。）で、定時株主総会（資産流動化法に規定する定時社員総会を含む。）の承認を受けたもの（外国法人にあつては、これらに準ずるもの）

四 外国資産流動化証券の発行者

イ・ロ（略）

ハ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る商法第二百八十一条第一号及び第二号に掲げる書類で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国法人にあつては、これらに準ずるもの）

四の二 内国資産信託流動化受益証券

イ（略）

□ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した

直近の事業年度に係る計算書類等で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国法人にあつては、これらに準ずるもの）

四の三・五（略）

直近の事業年度に係る商法第二百八十一条第一号及び第一号に掲げる書類で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国法人にあつては、これらに準ずるもの）

四の三・五（略）